

能登半島地震で被災された方が建築主となる確認申請等手数料の減免措置について

令和6年能登半島地震に被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

当センターにおきましては、令和6年9月より上記の減免を行ってまいりましたが、令和7年3月をもちましてその取扱いを終了いたしました。

つきましては、令和7年度に減免を受けようとする場合は、確認申請等を出される予定の敷地を担当する特定行政庁（富山県、富山市、高岡市）又は指定確認検査機関に、あらかじめ減免に係る基準等をご確認の上、減免措置の申込みをされますようお願いいたします。

一日も早い復興を心よりお祈りいたします。